

番号：160390

国名：ヨルダン

担当：ヨルダン事務所

案件名：ヨルダン・日本・イスラエル三角協力：ヨルダン先進農業技術の導入計画プロジェクトフェーズ3詳細計画策定調査(評価分析)

### 1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務：評価分析
- (2) 格付：3号
- (3) 業務の種類：調査団参団

### 2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間：2016年7月中旬から2016年8月中旬まで
- (2) 業務M/M：国内 0.50M/M、現地 0.40M/M、合計 0.90M/M
- (3) 業務日数：準備期間 5日 現地業務期間 12日 整理期間 5日

### 3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数：1部
- (2) 見積書提出部数：1部
- (3) 提出期限：6月22日(12時まで)
- (4) 提出方法：専用アドレス (e-propo@jica.go.jp)への電子データの提出又は郵送(〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25二番町センタービル) (いずれも提出期限時刻必着)

※2014年 2月26日以降の業務実施契約(単独型)公示案件(再公示含む)より、電子媒体による簡易プロポーザルの提出を本格導入しています。

提出方法等詳細については JICA ホームページ (ホーム>JICA について>調達情報>調達ガイドライン、様式>業務実施契約(単独型)(2014年4月以降契約)>業務実施契約(単独型)簡易プロポーザルの電子提出について)

([http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul\\_gt/20150618.html](http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_gt/20150618.html)) をご覧ください。なお、JICA 本部 1 階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご留意ください。

- (5) 評価結果の通知：提出されたプロポーザルは JICA で評価・選考の上、各プロポーザル提出者の契約交渉順位を決定し、2016年7月5日(火)までに個別に通知します。

### 4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：
  - ①業務実施の基本方針 8点
  - ②業務実施上のバックアップ体制等 2点
- (2) 業務従事予定者の経験能力等：
  - ①類似業務の経験 45点
  - ②対象国又は同類似地域での業務経験 9点
  - ③語学力 18点
  - ④その他学位、資格等 18点

(計100点)

類似業務	農業分野の各種評価調査
対象国／類似地域	ヨルダン／全途上国
語学の種類	英語

## 5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：なし
- (2) 必要予防接種：なし

## 6. 業務の背景

ヨルダンの農業部門は GDP 全体の 28% を占め、雇用確保、食糧供給、地域開発などで重要な役割を果たしているが、これら農業の担い手は多くが小規模農家であり、先進の施設や技術、十分な資金も無く、先進の農業から取り残されてきた。ヨルダン政府は、こうした小規模農家への支援の取り組みに力を入れるため、「ヨルダン国立農業研究・普及センター (National Center for Agricultural Research and Extension; 以下「NCARE」と省略)」の組織・能力強化を目指すとともに、類似した乾燥気候下での先進農業技術を有するイスラエルから、その知識と技術を NCARE 研究者と普及員に習得させ、ヨルダン農民に普及することを企図して、日本政府にヨルダン・日本・イスラエルの三角協力による技術協カプロジェクトの実施を要請した。これを受け、ヨルダンとイスラエル両国間の信頼を醸成し、わが国が主導する「平和と繁栄の回廊」構想に貢献することが期待されるため、NCARE をヨルダン側実施機関とし、イスラエル外務省国際協力局 (Agency for International Development Cooperation in Ministry of Foreign Affairs; 「MASHAV」と省略) とイスラエル農業国際開発協力局 (Center for International Agricultural Development Cooperation; 「CINADCO」と省略) をイスラエル側のカウンターパートとして、2008 年 6 月、「ヨルダン乾燥地域における先進農業技術の導入計画プロジェクト」(2008 年～2012 年) (以下「第 1 フェーズ」と省略) が開始された。同プロジェクトの実施期間中、NCARE 研究者・普及員のイスラエルでの研修と帰国後のヨルダン国内における地元農家へのイスラエル研修成果の披露のためのワークショップやセミナーを通じた 2 次技術移転活動が実施され、初期の目的を達成して 2012 年 8 月末にプロジェクトは終了した。

さらにプロジェクトの成果を発展させ、広くその技術・技法の普及を図ることを目的に、「ヨルダン・日本・イスラエル三角協力：ヨルダン先進農業技術の導入計画プロジェクト第 2 フェーズ」(以下「第 2 フェーズ」と省略) の実施が要請され、「養殖」、「熱帯果樹栽培」、「節水農業技術」「普及のためのマスメディア」の部門を柱とし、これらの技術の普及に必要な NCARE 職員の技術・能力のさらなる向上を目的に、2012 年 12 月から 2015 年 11 月末までの 3 年間の予定で協カが開始された。2015 年 8 月に実施された終了時評価において 1 年間の延長 (養殖部門は 12 か月の延長、熱帯果樹栽培・節水農業技術部門は各々 6 か月の延長。普及のためのマスメディア部門のみ延長無く協カ終了) が決定され、現在、本年 11 月末日まで延長協カを実施中である。日本人長期専門家については、業務調整分野の専門家 1 名を NCARE 本部に派遣中である。

上記2つのフェーズを通じた協力によって、NCAREに蓄積されて来た先進農業技術が、今後はプロジェクト対象地域に普及されることが期待されており、その為には、これまでの協力の成果を活用しつつ、効果的なNCAREの普及システムの構築・強化と、個々の普及員の普及能力の更なる強化に取り組む必要がある。

かかる状況下、ヨルダン政府から我が国に対し、先進技術の普及システムの整備・強化と普及人材の育成を目指した技術協力「ヨルダン・日本・イスラエル三角協力：第3フェーズ『ヨルダン先進農業技術の導入計画プロジェクト』」（以下「第3フェーズ」と省略）が要請された。

今回実施する詳細計画策定調査では、第2フェーズの延長部分の成果を確認した上で、第3フェーズに係る、枠組み、実施体制、成果と活動等を整理し、ヨルダン側及びイスラエル側関係者とプロジェクトで優先的に取り扱うべき内容を確認・共有し、プロジェクトに関わる協議議事録（M/M）締結を行うことを目的とする。調査実施期間については、2016年7月～8月に実施予定であり、本件はその評価分析を担当する。

## 7. 業務の内容

本業務従事者は、技術協力プロジェクトの仕組み及び手続を十分に把握の上、他の調査団員と協議・調整しつつ、「第3フェーズ」の詳細計画の策定に際して、評価5項目（妥当性、有効性、効率性、インパクト、持続性）を確認するために、必要なデータ、情報を収集、整理し、分析を行う。

具体的担当事項は次のとおりとする。

（1）国内準備期間（2016年7月中旬）

- ①要請背景及び内容を把握する。
- ②現地調査でヨルダン側及びイスラエル側関係機関や他ドナーから収集すべき内容を検討する。
- ③ヨルダン側及びイスラエル側関係機関や他ドナーに配布する質問票（英文）を作成する。
- ④PDM（案）（和文・英文）、PO（Plan of Operation）（案）（和文・英文）、及び事業事前評価表（案）（和文）を検討する。
- ⑤対処方針会議等に参加する。（テレビ会議方式での実施を予定しています。）

（2）現地派遣期間（2016年7月下旬～8月上旬）

- ①相手国関係機関との協議及び現地調査に参加し、当該プロジェクトの事前評価表を作成するために必要な情報・資料の収集、整理、分析を行う。
- ②他団員と協力し、各ヒアリングの議事録作成及び担当分野に係る情報・資料を収集し、現状を把握する。具体的な情報収集内容は以下のとおり。（質問票の回収・分析を含む。）
  - （ア）「NCARE」及びヨルダン農業省の農業振興、とりわけ節水農業技術、野菜・果樹（含む熱帯・亜熱帯果樹）生産、淡水（テラピア等）養殖やこれら分野の技術普及にかかる支援の実施体制（組織・予算・人員体制等）
  - （イ）ヨルダンにおける他ドナーの2国間及び多国間での農業分野の協力に係る主な援助動向
  - （ウ）実施中プロジェクト「第2フェーズ」の延長期間中の成果の達成状況（活動成果、課題等）
  - （エ）プロジェクト実施に係るヨルダン側及びイスラエル側関係機関の予算措置、実施体制（なお在テル・アビブのイスラエル国際農業開発協力センター及びJICAパレスチナ事務所とテレビ会議方式による打ち合わせを実施すると共に、在アンマンのイスラエル大使館担当書記官とはインタビューを行う予定です。）

- ③調査結果及び関係機関等のコメントを踏まえたうえで、PDM（案）（和文・英文）、PO（案）（和文・英文）を作成すると共に、M/M（案）（英文）とR/D（案）（英文）の作成に協力する。
- ④評価5項目（妥当性、有効性、効率性、インパクト、持続性）の観点からプロジェクトを分析し、事業事前評価表（案）（和文・英文）を作成する。
- ⑤現地調査結果のJICAヨルダン事務所への報告に参加する。

（3）帰国後整理期間（2016年8月上旬～8月中旬）

- ①帰国報告会に出席し、担当分野に係る調査結果を報告する。
- ②事業事前評価表（最終案）（和文・英文）を作成する
- ③担当分野の調査結果を取りまとめ、詳細計画策定調査報告書（案）（和文）を作成する。

## 8. 成果品等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。

なお、本契約における成果品は（1）～（2）とし、電子データで最終版を提出する。

- （1）事業事前評価表（最終案）（和文・英文）
- （2）詳細計画策定調査報告書（案）（和文）

## 9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「JICAコンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」（<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>）を参照願います。留意点は以下のとおり。

- （1）航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積書に計上して下さい）。

経路は、成田⇒ドバイ⇒アンマン⇒ドバイ⇒成田を標準とします。

## 10. 特記事項

- （1）業務日程／執務環境

### ①現地業務日程

本業務従事者の現地調査期間は2016年7月25日～2016年8月5日を予定しています。

本業務従事者は、当機構の調査団員に1週間先行して現地調査を開始いただく予定です。

### ②現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。なお、団長・総括及び協力企画はJICAヨルダン事務所から参団します。

- ア) 団長・総括（JICA）
- イ) 農業普及（JICA）
- ウ) 協力企画（JICA）
- エ) 評価分析（コンサルタント）

なお、プロジェクトサイトでは業務調整分野の長期専門家1名が活動しています。

### ③便宜供与内容

JICAヨルダン事務所及びプロジェクト業務調整分野専門家による便宜供与事項は以下のとおりです。

- ア) 空港送迎  
あり

- イ) 宿舎手配  
あり
- ウ) 車両借上げ  
あり
- エ) 通訳備上  
アラビア語の通訳を必要に応じて備上
- オ) 現地日程のアレンジ  
現地調査に係るアポイントメントの取り付け
- カ) 執務スペースの提供  
NCARE内プロジェクトオフィスにおける執務スペース提供

## (2) 参考資料

- ①本業務に関する以下の資料がJICAウェブサイトで公開されています。
  - ・プロジェクト基本情報  
<http://gwweb.jica.go.jp/km/ProjectView.nsf/84c265727d6be3b149256bf300087d01/c231c0b282aee38949257b250079e343?OpenDocument>
- ② 本件に係る以下の資料は、JICA農村開発部農業・農村開発第一グループ第二チーム (TEL03-5226-8423)にて配布します。
  - ・フェーズ 2 合同運営会議資料
  - ・フェーズ 2 Project Design Matrix (PDM)

## (3) その他

- ① 業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ②現地作業期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、日本大使館、JICAヨルダン事務所より十分な情報収集を行うとともに、現地作業時の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行ってください。また、同事務所と常時連絡がとれる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、当地の治安状況、移動手段について同事務所と緊密に連絡をとるようお願いいたします。また現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。
- ③成果品の送付  
各種調査報告書はJICA農村開発部農業・農村開発第一グループ第二チームに提出してください。
- ④本業務の実施にあたっては、「JICA不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口またはJICA担当者に速やかに相談してください。

以上